

# 教育を受ける権利の実質化をめぐる

—教育機会確保法やコロナ禍対応を不登校の視点から考える—

**2022年12月3日(土) 14時～17時30分**

**オンライン開催 (Web会議システムZoom)**

**参加費：無料 (事前申し込み)**

## シンポジスト

**喜多 明人** (早稲田大学名誉教授)

「こども基本法制の形成と子どもの意見表明権の展開  
—憲法26条・教育を受ける権利の実質を問う—」

**上村 一隆**

(特定非営利活動法人  
箱崎自由学舎ESPERANZA(えすぺらんざ)副代表  
ふくおかフリースクールフレンドシップ協議会 事務局長)

「『多様な学び』の確保に向けて～その現状と課題～」

**藤根 雅之** (関東学院大学)

「法制度化による権利保障の陥穽」

## 司会

**元兼 正浩** (九州大学)

**針塚 瑞樹** (別府大学)

## お申し込み方法

**11月30日(水)までに**

下記URL又はQRコードより  
お申し込み下さい。

URL:

<https://forms.gle/NMTouvVAWVhgYvrP8>

QRコード:



## 概要

総合部会では、昨年度の大会で、「教育機会確保法(「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」)の成立5周年を機に、まずは夜間中学から考える」というタイトルで教育を受ける権利の実質化をめぐる議論に着手した。

今次は、教育機会確保法のもう一方の関係者、当事者となる不登校児童・生徒の視点から再検討を行うこととしたい。同法は当初、学校外の多様な教育機関での学びを制度として認める「オルタナティブ教育法案」等とよばれた。だが、その後、夜間中学との2本立てとなり、不登校支援については「個別学習計画」による「多様な教育機会確保法案」とされた。最終的には「多様な」という言葉とともに「個別学習計画」条項が削除された「教育機会確保法」が成立した。このような経緯で成立した同法に対し、当初の理念が失われた「不登校対策法」と指摘する向きもある。

本年度はこうした視点から「教育を受ける権利」とその実質化にこだわり検討を行ってみたい。